

## 大和高田市地域公共交通活性化協議会規約

### (設置)

第1条 大和高田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うために設置する。

なお、この協議会は道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。

### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を奈良県大和高田市大中98番地4大和高田市役所庁舎内に置く。

### (協議事項等)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の役員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第6条 会長は副市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

### (副会長)

第7条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 副会長は会長を補佐する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### (監事及び監査)

第8条 監事は委員の中から会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長を指名する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、必要に応じて、指名する者をもって代理者とし、その権限を付与することができるものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面審議)

第10条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めたときは、書面審議により、議事を決することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は大和高田市市民生活部市民協働課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の処置)

第14条 協議会が解散した場合、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(報酬)

第15条 委員の報酬は、これを支給しない。

(規約の変更)

第16条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成23年11月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区 分           |                | 委 員                           |
|---------------|----------------|-------------------------------|
| 法第6条第2項第1号の委員 | 地域公共交通計画作成市    | 大和高田市副市長                      |
| 法第6条第2項第2号の委員 | 公共交通事業者等       | 奈良交通㈱ 乗合事業部 統括部長              |
|               |                | 近畿日本鉄道㈱ 橿原神宮前駅長               |
|               |                | 西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部阪奈支社地域共生室長      |
|               |                | 公益社団法人奈良県バス協会専務理事             |
|               |                | 一般社団法人奈良県タクシー協会専務理事           |
|               |                | 大和高田市タクシー事業者会代表               |
|               | 道路管理者          | 奈良国道事務所副所長                    |
|               |                | 奈良県高田土木事務所長                   |
|               |                | 大和高田市環境建設部長                   |
| 法第6条第2項第3号の委員 | 公安委員会          | 高田警察署交通課長                     |
|               | 市民又は地域公共交通の利用者 | 大和高田商工会議所専務理事                 |
|               |                | 大和高田市町総代連合会長                  |
|               |                | 大和高田市商店街振興協議会                 |
|               |                | 市民活動団体                        |
|               | 大和高田市が必要と認める者  | 近畿運輸局奈良運輸支局長                  |
|               |                | 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局まちづくり推進課長 |
|               |                | 奈良県県土マネジメント部リニア・地域交通課長        |
|               |                | 奈良県交通運輸産業労働組合協議会事務局長          |
|               |                | 大和高田市市民生活部長                   |